

太刀礼贊

刀劍

展示作品目錄

令和七年十二月十二日（金）～令和八年二月二十三日（日）

1	重要美術品	太刀	銘	備前国友成	七四・九	二・〇	平安時代後期	備前国	刃長(cm)	反り(cm)	時代	国	備考(伝来等)	指定	銘別	名称
2	重要刀劍	太刀	銘	助近造	七〇・〇	二・六	平安時代末期	鎌倉時代初期	七〇・〇	二・〇	平安時代後期	備前国	館林藩秋元家伝来	喜連川藩	備前國	重要美術品
3	特別重要刀劍	太刀	銘	備前国包平作	七二・七	一・四	平安時代末期	鎌倉時代初期	七二・七	一・四	平安時代末期	備前国	喜連川藩	備前國	特別重要刀劍	
4	特別重要刀劍	太刀	銘	備前国末行	七二・四	一・七	平安時代末期	鎌倉時代初期	七七・九	三・〇	平安時代末期	備前国	館林藩秋元家伝来	喜連川藩	備前國	重要美術品
5	重要美術品	太刀	銘	順慶	七七・五	二・〇	平安時代末期	鎌倉時代初期	七〇・五	二・〇	平安時代末期	備前国	喜連川藩	備前國	特別重要刀劍	
6	重要美術品	太刀	銘	利恒	七〇・六	二・四	平安時代末期	鎌倉時代初期	七〇・六	二・四	平安時代末期	備前国	喜連川藩	備前國	重要美術品	
7	重要美術品	太刀	銘	基近造	七〇・二	一・八	鎌倉時代初期	鎌倉時代初期	七〇・二	一・八	鎌倉時代初期	備前国	喜連川藩	備前國	特別重要刀劍	
8	特別重要刀劍	太刀	銘	則成	七二・四	一・八	鎌倉時代初期	鎌倉時代初期	七二・四	一・八	鎌倉時代初期	備前国	喜連川藩	備前國	重要刀劍	
9	特別重要刀劍	太刀	銘	次家	七二・二	一・五	鎌倉時代初期	鎌倉時代初期	七二・二	一・五	鎌倉時代初期	備前国	喜連川藩	備前國	重要文化財	
10	特別重要刀劍	太刀	銘	守利	七九・〇	二・六	鎌倉時代初期	鎌倉時代初期	七九・〇	二・六	鎌倉時代初期	備前国	喜連川藩	備前國	重要文化財	
11	重要文化財	太刀	銘	次忠	七四・七	二・五	鎌倉時代初期	鎌倉時代初期	七四・七	二・五	鎌倉時代初期	備前国	喜連川藩	備前國	重要文化財	
12	重要文化財	太刀	銘	一助成造	江戸時代後期～明治	江戸時代	備前国	大久保一翁旧藏	江戸時代後期～明治	江戸時代	備前国	喜連川藩	備前國	重要文化財		
13	重要刀裝	拏	資料	黒蝶色三つ巴紋散螺鈿鞘糸巻太刀拏	金梨子地菱紋散螺鈿鞘糸巻太刀拏	古製太刀絵図	江戸時代	備前国	大久保一翁旧藏	江戸時代	備前国	喜連川藩	備前國	重要刀裝		
14	重要刀裝	拏	資料	黒蝶色三つ巴紋散螺鈿鞘糸巻太刀拏	金梨子地菱紋散螺鈿鞘糸巻太刀拏	古製太刀絵図	江戸時代	大久保一翁旧藏	江戸時代後期～明治	江戸時代	大久保一翁旧藏	喜連川藩	備前國	重要刀裝		
15	重要刀劍	太刀	銘	守家造	七一・八	三・二	鎌倉時代中期	江戸時代前期	七一・八	三・二	鎌倉時代中期	備前国	喜連川藩	備前國	重要刀劍	
16	特別重要刀劍	太刀	銘	延吉	六八・八	二・二	鎌倉時代中期	江戸時代前期	六八・八	二・二	鎌倉時代中期	備前国	喜連川藩	備前國	特別重要刀劍	
17	重要刀劍	太刀	銘	備前國長船住左近將監長光造 永仁五年三月日	七四・六	二・五	鎌倉時代後期	江戸時代前期	七四・六	二・五	鎌倉時代後期	大和国	犬養毅(木堂)旧藏	コレクション	重要刀劍	
18	重要美術品	太刀	銘	大和則長(以下切れ)	七〇・〇	二・六	鎌倉時代後期	江戸時代前期	七〇・〇	二・六	鎌倉時代後期	徳川将軍家伝来	大和国	徳川将軍家伝来	大和國	重要美術品

19	重要刀劍	太刀	銘	国宗	七四・〇	二・四	鎌倉時代後期	備前国
20	特別重要刀劍	太刀	銘	了戒（号 武藏了戒）	八五・四	二・〇	鎌倉時代後期	山城国 宮本武藏所用
21	重要刀劍	太刀	銘	宇多國房	八八・三	三・一	南北朝時代	越中国
22	重要刀劍	太刀	銘	友次	八〇・三	三・六	南北朝時代（室町時代初期）	越中国
23	重要美術品	太刀	銘	宇多國房	七〇・五	二・〇	室町時代初期	越中国
24	重要美術品	太刀	銘	来国末	七三・〇	一・九	鎌倉時代後期	山城国 庄内酒井家伝来
25	太刀	銘	法廣	平成二十八年弥生	七〇・四	二・二	平成二十八年（二〇一六年）	長野県
26	太刀	銘	清廣	平成二十八年二月日	七三・三	二・六	平成二十八年（二〇一六年）	福井国 平成二十八年度新作名刀展 高松宮記念賞受賞作品

## 【 刀装・刀装具 】

指定	種別	名称	指定	種別	名称
重要刀装具	鍔	桐文散鍔	無銘 古美濃	重要刀装	拵 金梨子地菱紋散蒔絵鞘糸巻太刀拵
鍔	七宝文螺鈿鍔	無銘 松田	拵 黒石目地塗鞘七福神図金具脇指拵		
重要小道具	鍔	虫喰図鍔	無銘 山金	拵 銀泥塗勝虫文鞘糸巻太刀拵	
重要小道具	鍔	三階松透鍔	無銘 又七		

### 【備考】指定について

重要文化財とは、文化財保護法に基づき日本国政府（文部科学大臣）が指定した文化財

重要美術品とは、文化財保護法施行以前に、旧「重要美術品等ノ保存ニ關スル法律」に基づき日本政府（文部大臣）が認定した有形文化財  
 特別重要刀剣とは、公益財團法人日本美術刀剣保存協会が、重要美術品に相当する、または重要文化財に準ずる価値があると判断されて指定した刀剣  
 重要刀剣とは、公益財團法人日本美術刀剣保存協会が、重要美術品に準ずると判断されて指定した刀剣  
 重要小道具とは、公益財團法人日本美術刀剣保存協会が、重要美術品に準ずると判断されて指定したもの。